

長野県地球温暖化防止条例(仮称)への意見(追加)

6月11日以降、2件の意見が寄せられました。(計7件)

1. 長野県・地球温暖化防止条例への提言
条例
1 条例の条文の中に経済活動や経済効率よりも、温暖化防止のための活動を最優先する条文を入れる
2 条例に違反した場合の罰金を重くし、徴収した罰金はすべて温暖化防止対策に充てることとする
3 温暖化防止のために、県による県民への啓蒙及び学校教育への取り入れの義務化
4 様々な業種(自動車・電機等)のメーカーと県による温暖化防止対策のための委員会を設置し、定期的に意見交換やメーカーへの要望などが伝えられる場を作る
5 3階建以上のオフィスビル、集合住宅及び平屋建以上のスーパー、工場、ショッピングセンターなどの大型店舗の屋上の緑地化を義務づける 新築だけでなく、既存の建物についても全て対象とする ただし、病院などが屋上をヘリポートとして利用する場合などの特別な場合は除く 費用については、新築の場合は施工主の負担とし、既存建物については検討していただきたい 屋上を緑地化することにより、建物内部の室温が一定に保たれ、夏、冬ともにエアコンの利用を減らせる効果がある 又、大型店舗は敷地面積のうちの一定割合に、樹木を植えることを義務づけるとさらに好ましいと思われる
6 自動販売機の全廃 24時間作動している自動販売機からの放熱をなくす 特に夜間無人になるオフィスビルや工場などの自動販売機の作動は無意味であると思われる 現在はコンビニエンスストアがどこにでもあり、自動販売機を全廃しても、消費者には大きな影響がないのではないだろうか 特にタバコの自動販売機は全廃することにより、未成年者への喫煙を抑制する効果があると考えられる 業界団体から猛反発が予想されるが条文に入れる「1」を行使することで解決されると思われる フランスでは景観等も考えて、自動販売機を置いていない 又、日本中の自動販売機が全廃されれば、原子力発電所が1つ不要になるとも言われている
7 アイドリングストップの徹底化(罰則化) バスの全車、運送用トラックの全車に停止するとエンジンも止まる車両の導入の義務化 一般者の駐停車中のアイドリングストップの罰則化 特に、大型店舗の駐車場に見られる無人の車に対するアイドリングには罰則を重くする すでに東京都バスや一部の宅配便の車両には赤信号やバス停で止まるたびにエンジンも止まり、発車時にエンジンをかける車両が導入されている 将来的にはメーカーに開発していただき、同様の車両をタクシーや企業の営業車への導入も義務づける 同時に全バス、全タクシー、企業の営業車に低公害車を導入することを義務づける
8 夏のエアコンの温度を28℃に義務化 県庁を始めとする行政機関、公共機関を始め、企業、銀行、スーパー、大型ショッピングセンター、飲食店、美容院、公共運送機関に義務づける 利用者への理解と協力を促すため、店舗用ステッカーを作成し、配布する エアコンの室外機からの放熱を減少させる効果がある 国がクール・ビズを推進しているが、県として更にクール・ビズ先進県となる努力をしてほしい
9 道路舗装財の見直し 県内の道路の舗装をすべて「遮熱性舗装」とする
10 日没後の散水 夏場、打ち水で気温が下がると証明されたが、その原理を利用して日没後主要道路に散水する その場合、雨水を利用できるようにする

要望

松本地方は中央道長野線が開通して以来、西のアルプスから吹いてくる涼しい風が遮られ夏場の市内の気温が日没後下がらなくなってしまった。

こういう事情をふまえて今後の都市開発の参考にさせていただくと共に松本系魚川道路の再考をお願いしたい

企業や大学などと提携し、温暖化防止のために研究開発している素材や商品等の実用化実験を優先して受け入れるモデル県となってほしい

行政機関のみならず、各企業、一般家庭などに、モニターとして協力してもらえよう県として取り組む

企業への問題提起をしていく

いくら省エネ家電といっても家電製品が増えれば当然比例して消費電力も上がる。各家庭で電化製品を1つ減らせば原子力発電所が1つ不要になるといったことや、自動車メーカーへのボディーから放出される熱を半減させる素材の開発など、様々な問題を定期的に発信してほしい

オフィスビル、マンション等に雨水タンクを取り付けトイレの洗浄に利用する(東京では実施しているオフィスビル有)

オフィスビル、マンション等の壁から放出される蓄熱を減少させる方法が実用化され次第、義務化(現在、大学の研究室等で研究中)

TV各局、飲食店、大型ショッピングセンター、首都圏の地下鉄等の深夜営業の自粛を働きかける

2. 長野県地球温暖化防止条例への意見等

1. 廃棄物問題関連

・大量に排出される廃棄物(ごみ)を焼却することにより大量の二酸化炭素が放出されていると考えております。そのため、廃棄物の90%を占める産業廃棄物を中心にして、排出抑制を強力に推進する必要があると考えます。
その意味で現在検討されている、廃棄物条例については是非積極的に推進していただきたいと考えております。

2. 交通問題関連

・自転車を利用しやすい街づくりを推進してください。例えば、街の中心部には自動車の乗り入れを禁止する、新たな道路を建設する場合は自転車道の併設を義務づける、自転車通勤に対して補助を行う企業を増やすように広報する、自転車道の段差を解消する、交通信号において歩行者、自転車の時間を長くして自動車が通行可の時間を短くする、などなど、画一的でなく地域の実情にあった施策を市町村が実施できるよう条例で後押しをする必要があると考えます。

3. 森林整備関連

・国の方針では二酸化炭素の森林吸収に大きく期待していますが、まだ実際にどれだけが森林によって吸収されるかは明確になっていないのが実情だと理解しています。そのため、現在長野県林業総合センターにおいても林地による吸収に関する研究への協力が実施されていると理解しております。この研究に対する支援、また長野県独自の研究が必要ではないでしょうか。明確なデータなしにむやみに森林の間伐だけを実施しても効果がまったくない可能性もあると考えます。実際、現在の林学では、林地による二酸化炭素の吸収に期待するには新たに植林するしかないのではないのでしょうか。すでに成林した林の間伐は、森林資源の有効利用のためには必要であっても、短期的にみて二酸化炭素の吸収にはそれほど効果はないと考えております。

4. 公共事業関連

・むやみな箱もの工事は二酸化炭素増加の原因だと考えます。ハードに予算を使用するよりも、ソフトに予算を使用しやすい環境を整えるのが県の役割だと考えます。